

仕 様 書

業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書に記載されていない細部の事項については、下関市及び受託者の協議により決定するものとする。

記

1. 業務の名称 下関港国際ターミナル空調設備保守点検業務
2. 実施場所 下関市東大和町一丁目10番50号
下関港国際ターミナル（別記1位置図及び別記2-1から2-4機器配置図参照）
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務の内容 別記3空調設備点検基準表（以下「基準表」という。）に基づく、空調設備の保守点検整備及び冷暖房の切替。（自動制御設備は別記4を参照すること。）ただし、基準表に記載されていないことであっても業務上当然行わなければならないと認められるものについては、遅滞なく行うものとする。
5. 実施時期 下関市と協議の上実施するものとする。
6. その他
 - （1）業務の結果、受託者が修理箇所又は保安上危険な箇所を発見したときは、直ちに下関市に報告の上、修理等の措置について協議するものとする。
 - （2）委託期間内における故障発生時等の緊急時には、受託者は、下関市の要請に基づいて出動し、必要な措置をとるものとする。尚、その回数は12回までとする。

- (3) 受託者は、業務を完了したときは、別記5点検報告書様式を参考に作成し、翌月10日までに業務の成果に関する報告書を下関市に提出しなければならない。
- (4) 本仕様書と別に、別紙2、3を遵守すること。